

第9回いじめ再調査に係る再発防止策等検討会 議事録

1 開催概要

- (1) 開催日時：令和2年10月4日（日）午後3時～午後4時
- (2) 場 所：鹿児島県庁行政庁舎 7階7-A-2会議室
- (3) 出席委員：高谷哲也委員(会長), 河内祥子委員(副会長), 甲木真哉委員, 小山献委員
- (4) 公開・非公開の別：公開
- (5) 傍聴者等：4人（報道7社）

2 議事概要

(1) これまでの聴き取りの状況の説明

○ これまで行った聴き取りの状況について会長から説明

- ・ 本検討会では、再発防止策等の検討を具体的にまとめるに当たり、実効ある提言とするために、御家族と代理人、県教育委員会、当該高校関係者、子どもたちに対し聴き取りを行うこととし、これまで検討を進めてきた。
- ・ 聴き取りにおいては、事案の事実認定を行う観点ではなく、関係者個人の当時を振り返っての受け止めなどから学ぶため、また、本事案に限らず他の事案の経緯や現時点で重大事態が発生したときの具体的な対応などを把握している。
- ・ 聴き取りの時期としては、7月から8月の実施を予定していたが、1回の聴き取りでは検討会として聴きたい事項が全て確認できず、追加の聴き取り等も行っており、現在も継続して実施しているところ。
- ・ これまで聴き取りを行った内容を踏まえ、検討を進めたいと考えているが、今後とも必要と考えるものについては、継続して聴き取りを行ってまいりたい。
- ・ なお、聴き取りの対象者や聴き取った内容は非公開であるが、これまで聴き取りを行った主な質問項目について、報告をさせていただく。

○ 県教育委員会6名への主な質問項目については、以下のとおり

- ① 重大事態が発生した時に、それぞれの職階や立場によって具体的にどのような役割をどこまでの範囲で果たすのか。
- ② 基本調査の実施方法について、文部科学省の「背景調査の指針」や「緊急対応の手引き」以外にマニュアル等があるか、また、今回の事案の際に作った書式について、見直しを行っているか。その注意事項等は、資料にまとめているか、口頭で説明しているか。
- ③ 基本調査が行われた後、詳細調査に切り換える経緯と、その基準等が文科省のガイドラインどおりになっていない場合は、その理由について。
- ④ 基本調査報告書の作成には、事案発生後どれぐらい時間がかかっているか。
- ⑤ 今回の事案の再調査報告書を踏まえ、重大事態が発生したときに強調して学校に伝えていること。
- ⑥ 基本調査等を含めたいじめの調査について、管理職向けにどのような研修を行っているのか。基本調査の実施方法について、研修もしくは研修以外で日頃からどのように指導を行っているのか。
- ⑦ ガイドラインにある内容を実現するために必要と考えることと、それがうまくいかないときに把握する仕組み。

- ⑧ 基本調査報告書に夏季講習中の欠席の記載が漏れていた原因について、個人でどのように捉え、分析し、今後に生かそうとしているのか。
- ⑨ 原調査委員会の委員選定の経緯についての御家族とのやりとりと、それをどのように捉えているのか。
- ⑩ 本件を受けた重大事態発生時の学校や御家族の対応状況について、その課題をどのように整理をされているのかの個々の受け止めと振り返り。
- 当該高校関係者2名への主な質問項目については、以下のとおり
 - ① 当時できたこととできなかったことについて振り返って、何ができればよかったと考えているか。
 - ② 同じような事案が再び起こった際に、具体的にどのような行動をとるか。
 - ③ 基本調査の課題や問題と、それを解決するための条件整備や支援について。
 - ④ ガイドラインを実現するために必要と考える内容と、当時できなかったことも振り返ってのそれぞれの考え。
- 子どもたちについては、現役の中高生に対し、アンケートの実施と9名へ聴き取りを行った。その主な質問項目については、以下のとおり
 - ① いじめ問題に関する学校や教師の取組や対応に対し、生徒自身がどのように受けとめているのか。
 - ② 生徒自身が考えるいじめや悩みを相談しやすい状況とは。
 - ③ 悩みを打ち明けることができるような場所の有無や現在の状態、またどのような場をもしくは機会を求めているのか。
 - ④ 生徒自身の力でいじめの問題にどう向き合っていくのかについて、生徒自身がどのような考えを持っているのか。
- 以上、いずれについても、現時点で聴き取りを行った主な項目であり、今後も検討の状況に応じて、聴き取りや資料の提供などの協力を求める形で進めていく

(2) 委員による検討

- ① 県教育委員会の御家族への説明に対する考えについて県教委へ確認
(県教育庁)

- ・ 再調査委員会の報告書で指摘されていることについて、学校あるいは県教委としてどのように対応すべきであったのかの検証が必要と考えており、これまで検証を行ってきた。
- ・ その検証結果について、この検討会で報告した際にいただいた御意見も踏まえ、現在、最終的な取りまとめをしているところであり、そちらを取りまとめ次第、速やかに御家族に説明をしたいと考えている。

(委員)

- ・ 県教委が以前検討会で説明した検証結果の案に対し我々の意見を述べたが、それはまた県教委で検討してまとめて、この検討会に再度提出して意見を聞くということはせずに、直接、御家族に説明されるということによろしいか。

(県教育庁)

- ・ そのように考えている。

(委員)

- ・ 検討会に説明を行ってからかなりの時間が経過しているが、それほど遠くない時期に御家族へ説明等されるということによろしいか。

(県教育庁)

- ・ できるだけ速やかに行きたい。

② 「県教育委員会の御家族への説明に対する考え」への検討会の考えを会長が表明

- ・ 検討会としては、県の教育委員会は、この検討会の結論を待つことや、改めて検証結果について承認を得るということを行わずに、再調査委員会の調査結果や提言を踏まえ御家族への説明を行うべきと考えており、速やかに説明をされることを期待している。

③ 御家族の「聴き取りへの同席に関する要望」への検討会の考えを会長が表明

- ・ 御家族から検討会に対し、学校や県教育委員会への聴き取りの場の同席について要望いただいていた。
- ・ 聴き取りについては、事案の事実認定を行う観点ではなく、関係者個人が当時を振り返り、それをどのように真剣に受けとめているのか、また、その受けとめなどから学ぶため、それに加えて他の重大事案発生等での具体的な対応などについても聴いているため、御家族の聴き取りへの立ち会いについては、御遠慮いただきたいと考えている。

④ 今後の進め方等について

○ これまで行った聴き取り等も踏まえ、今後の検討会の進め方について協議

- ・ 今後の検討については、これまで非公開として行った聴き取りの内容を具体的に踏まえた形で発言等をせざるをえないので、最終的に一定のところは公開の場でやるべきだと思うが、まずは非公開として行ってはどうかと考えている。
- ・ 県教育委員会の組織としての考えなどは、公開の場でも検討した方がいいと思うが、それ以外の現状や重大事態の対応状況などは、公開の場で検討するのは難しいと思う。一方、現在の対応と本件事案との比較も場合によっては必要になってくると考えるので、非公開の場で何を公開するか検討することが現実的ではないかと考えている。
- ・ 非公開の場で、ある程度、公開の場で話せることとそうでないことを議論して整理する必要があるかと思う。その上で公開の場で検討を進めていくという形が望ましいのではないかと。
- ・ できる限り公開しながら検討を進めることが前提だが、聴き取りを行っている内容で守秘義務等もあって公開の場で出すことができないことも踏み込んで検討しなければ具体的な実効性のある再発防止策の検討をまとめていくのが難しいので、公開の場で何を議論できるかについて非公開で協議する必要がある。
- ・ 所掌事務(4)の検討については、まだ公開の場での協議が詰め切れていないので、今後、中心的に扱っていく必要がある。

⑤ 平成26年8月に発生した県立高校における重大事態の御家族と代理人が意見陳述

(3) その他

- 次回検討会について、令和2年10月25日(日)午後県庁内会議室で開催することを確認

(以上)